

堆肥の施用・保管にはルールがあります

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

【堆肥の施用、保管に関する届出】

下記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

【堆肥の施用】

- ◎農地…「一作につき20t」かつ「10aあたり20t」
- ◎森林…「5t」かつ「1haあたり5t」
- ※木質チップなど（樹皮、剪定枝など）を施用する場合
- ◎農地…10aあたり100㎡（約10cm）
- ただし、果樹園は10aあたり150㎡（約15cm）です。
- ◎森林…1haあたり500㎡（約5cm）

【堆肥の保管】

保管場所1箇所につき「50t」



堆肥を施用する際は

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫（ハエ、ヤスデなど）の発生原因となります。施用の際は、次の点にご注意ください。

- ①よく腐熟した堆肥を施用すること
- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること（速やかに耕起する、しっかり覆土する）
- ③栽培する品目などに応じて、適正な施用量とすること

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

触らないで！ 病原体をもっている可能性があります

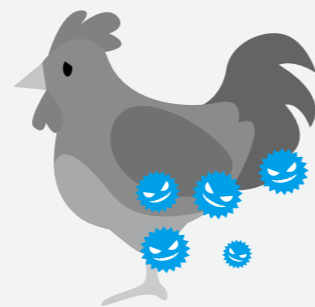
死亡した野鳥をみつけたら

- ◎死亡野鳥を見つけた場合は、鳥インフルエンザ・ウイルスを始めとする様々な病原体をもっている可能性があります。素手で触らず、速やかに埼玉県北部環境管理事務所（☎048-523-2800）にご相談ください。
- ◎万が一、死亡した野鳥など野生動物を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋などを使用してください。
- ◎日常生活において、野鳥など野生動物の排泄物などに触れた後は、十分な手洗いとうがいをするれば、過度に心配する必要はありません。
- ◎野鳥の排泄物などが靴の裏や車両に付着することにより、病原体が他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- ◎野鳥は、餌不足、寒さ、あるいは窓ガラスや電線にぶつかるなど、病気以外の原因でも死亡することがありますので、死亡していても直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

正しい情報と

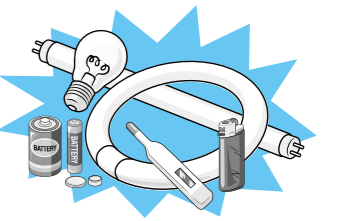
冷静な行動を

鳥インフルエンザ・ウイルスは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活では、過度に心配する必要はありません。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。



ルールを守って出してください。

有害ごみ分別収集の実施について



■収集日 **11月28日(水)** 午前8時30分～10時30分

使用済み乾電池、蛍光灯などの収集

■収集場所 表のとおり

■収集物

- ◎使用済み乾電池（ボタン電池も可）
- ◎蛍光灯・水銀電球（直管は1.5m未満に限る。）
- ◎水銀体温計・温度計

■注意事項

- ◎中に水銀などが入っているものは、割らないよう注意してそのまま出してください。
- ◎白熱電球や割れた蛍光灯は対象外です。（不燃ごみで出してください。）
- ◎一般家庭で使用したものに限りです。
- ◎当日有害ごみを出せないかたは、役場、コミュニティセンターに設置してある回収箱をご利用ください。

バッテリー・プロパンガスボンベの収集

■収集場所 役場西側駐車場

■収集物

- ◎バッテリー
- ◎プロパンガスボンベ

■注意事項

- ◎プロパンガスボンベのカートリッジ式は対象外です。
- ◎一般家庭で使用したものに限りです。

■使用済み乾電池、蛍光灯などの収集場所

行政区	収集場所
根 木	東児玉公民館
関	関集会所（八幡関）、倉柱集会所
南阿那志	上川輪集会所、新井横手公会堂
北阿那志	北阿那志中央リサイクルセンター
小 茂 田	小茂田リサイクルセンター
下 児 玉	善台寺熊谷公会堂、下児玉公会堂、中山集会所、殿ヶ谷戸観音堂集会所
北 十 条	北十条集会所
南 十 条	南十条集会所
沼 上	沼上集会所
広 木	広木会館
駒 衣	駒衣集会所、駒衣第三集会所
木 部	木部集会所
古 郡	古郡農村集落センター
甘 粕	甘粕集会所
中 里	中里集会所
湯 柄	湯柄集会所
野 中	野中集会所
小 栗	小栗児童センター
猪 俣	猪俣中央会館
湯 本	湯本集会所
大 仏	大仏婦人児童センター
白 石	白石公民館
円 良 田	円良田農民センター

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

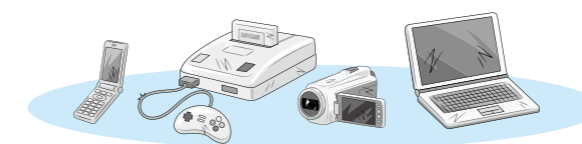
小型家電の回収を行います！

◎収集日：**11月28日(水)**

午前8時30分～10時30分

◎場 所：役場西側駐車場

ご家庭で使用済みとなった小型家電（小型電子機器）の無料回収を行います。



問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

◎注意事項

1. 携帯電話やパソコン内の個人情報などのデータは、事前に必ず削除してください。
 2. 家電リサイクル対象品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）は回収対象外です。
 3. 電池は取り外して有害ごみで出してください。
- ※開庁時に、住民福祉健康課 保険年金係前の回収ボックスも利用できます。《常設》
（ボックスの投入口のサイズ15cm×25cm以下のものに限りです。）
回収ボックスにより回収された電子機器は、オリンピック・パラリンピック競技大会のメダル作成に活用されます。